「市町村合併」を考える

方向づけの期限迫る

全国で市町村合併への動きが急速に速まり、飛騨地域の各町村でも、講演会などが開催されています。高山市においても、「広報たかやま9月15日号」でお知らせしたほか、11月15日には、町内会連絡協議会主催の講演会が開催されました。

高山市にとっては、合併するかしないか、する場合はどこと合併するのかを決めなければならない重要な時期を迎えています。特に、飛騨地域の中心都市として、他の町村の考え方も十分に考慮して、その方向を決めなければなりません。あらためて、市町村合併について考えてみます。

なぜ合併が急がれているのか？合併する場合のスケジュールは？

これからは、自治体（市町村）がさまざまな業務を行い、その責任を負う時代となります。その結果、市町村が担当する仕事がますます増え、ごみ処理・交通・地域防災の対策や、複雑高度化する事務に対応するため、専門的な知識を持つ職員が必要になるなど、これまでの市町村単位の地域では対応が難しい問題も出ています。

人口が少ない自治体は、これらの問題に対応できなくなる恐れがあります。少子化時代を迎え、高山市をはじめ、飛騨地域すべての自治体でも今後人口の減少が見込まれています（表①）。県の推計によると、全人口に占める65歳以上の高齢者の比率は、平成37（2025）年に高山市で34％に達するほか、50％を超える自治体も出てくるなど、深刻な事態を迎えることが予想されます。

市町村の合併を推進するための「市町村の合併の特例に関する法律」（合併特例法）によって、さまざまな支援を受けることができる期限が平成17年3月に迫っています。その手続きを考えると、本年度中には、合併に関する方向づけ（合併をするかしないか、する場合の組み合わせなど）を決定しなければなりません。

期限までに合併しないと、地方交付税（＝市町村の財政状況に応じて交付されるお金）などの財政的な支援を減らされる場合もあります。

※参考＝高山市は現在、歳入の約16％にあたる38億円の地方交付税を受けています（平成13年度当初予算）が、飛騨地域には、地方交付税の比率が歳入の50％を超えている町村もあります。

合併特例法の期限内で合併を進め、平成17年3月に新しい市制がスタートする場合のスケジュールは、表②のとおりです。これによると、来年4月までには「合併協議会」を設置しなければなりません。この協議会は、合併を行うかどうかも含めて、合併に関するあらゆる事項の協議を行う組織です。

最初は議会の議決を経ない「任意」の協議会とし、各市町村議会で議決された後は、法律で認められた「法定合併協議会」となります。

各市町村の代表者で組織されるこの協議会では、合併後の市政の基本方針となる「市町村建設計画」の策定を進めることになります。

市町村建設計画とは、合併に関係する市町村の住民に対して、将来の展望を示し、これによって住民が合併の適否を判断するための資料となるものです。

その後、協定書を締結し、市町村の議決や、県知事・総務大臣の認可を経た後に、正式に新しい市が誕生することになります。

合併するメリットは？少ない経費で行政を運営

合併することのメリット（利点）としては、公共施設の効率的な配置、さまざまな施策の総合的・計画的な推進、福祉サービス範囲の拡大のほか、行財政運営の効率化があげられます。

高山市の職員数（一般会計分）は515人で、市民100人あたりの職員数は約0・8人、市民1人あたりの職員人件費は約7万7千円となっています。

これに対し、飛騨地域にある人口の少ない自治体は、職員数が45人で、住民100人あたりの職員数は約6人、住民1人あたりの職員人件費は約54万7千円と、高山市の7倍以上の経費がかかっています。

合併することにより、職員だけでなく、首長や議員の数も減らせるため、人件費などの行政経費を大幅に削減することができるようになります。

現在の高山市の「負担」が増えるだけでは？

「人口の少ない町村の『負担』を高山市が背負うのか」と考える方がいるかもしれません。短期的にはそういった見方もありますが、現在の狭い自治体の枠にとらわれず、一つの共同体として、地域全体であるべき自治体の姿をみんなで考えていかなければなりません。

自治体の範囲（面積）は広くなりますが、道路の整備や交通・通信網の発達によって、私たちの生活範囲は市町村を超えて広がっています。すでに、介護保険や下水処理などでは、市町村を超えた広域化が図られています。

また、行政事務のIT化の推進により、皆さんに不便をかけることも少なくなると考えられます。

出前講座を開催

市は、現在開催している「出前講座」に、市町村合併のメニューを加えました。

町内会やグループ・団体など、5人以上の方が集まれば、市内どこへでも、時間を問わず担当職員が出かけ、合併について話をします。希望される方は電話でお申し込みください。

▼申込・問合先　企画課（☎35－3131）

表① 飛騨地域（一市二郡）各市町村の人口および高齢者比率（県の推計）

市町村名		高山市	吉城郡					
			古川町	国府町	河合村	宮川村	神岡町	上宝村
人口	平成12年	66,430人	16,209	8,104	1,466	1,178	11,568	4,011
	平成37年（推計）	54,880人	13,960	5,930	920	540	5,950	2,050
	増減率	▲17.4%	▲13.9	▲26.8	▲37.2	▲54.2	▲48.6	▲48.9
高齢者比率	平成12年	19%	23	21	28	31	30	25
	平成37年（推計）	34%	36	39	53	40	55	41
	増減	15%	13	18	25	9	25	16

町村名		大野郡							
		丹生川村	清見村	荘川村	白川村	宮村	久々野町	朝日村	高根村
人口	平成12年	4,719	2,657	1,345	2,151	2,660	4,132	2,155	814
	平成37年（推計）	3,500	1,390	600	760	2,110	2,740	1,260	410
	増減率	▲25.9	▲47.7	▲55.4	▲64.7	▲20.7	▲33.7	▲41.5	▲49.6
高齢者比率	平成12年	24	23	28	21	20	24	30	29
	平成37年（推計）	36	37	51	48	28	38	38	31
	増減	12	14	23	27	8	14	8	2

表② 県が示している市町村合併のスケジュール案

合併特例法の期限内で合併し、平成17年3月に新市制がスタートする場合

平成13年		合併に関する研究 ・市町村の首長や議長、経済団体などによる研究、協議、調整
平成14年	3月	合併パターンの決定 ・合併をするかしないか、する場合はどことするのか
	4月	市町村合併協議会（任意）設置
	9月	各市町村議会 法定合併協議会設置の議決 ↓
	10月	法定協議会設置 ・合併後の市政の基本方針となる「市町村建設計画」策定へ向けて議論（各市町村代表）
平成15年		
平成16年	5月	合併協定書締結
	6月	各市町村議会 市町村合併の議決
	7月	知事へ申請
	9月	県議会（合併の議決）
	11月	総務大臣告示（官報）
平成17年	3月	新しい市制スタート 合併特例法失効（31日）

県が示している合併パターン（案）

	市郡名	現在の市町村数	人口（人）	面積（㎢）	同規模の面積の府県
1	高山市＋大野郡	9	約87,000	1,972	大阪府 香川県
2	高山市＋大野郡＋吉城郡	15	約130,000	3,328	奈良県 鳥取県
3	高山市＋大野郡＋吉城郡＋益田郡	20	約170,000	4,179	石川県 福井県

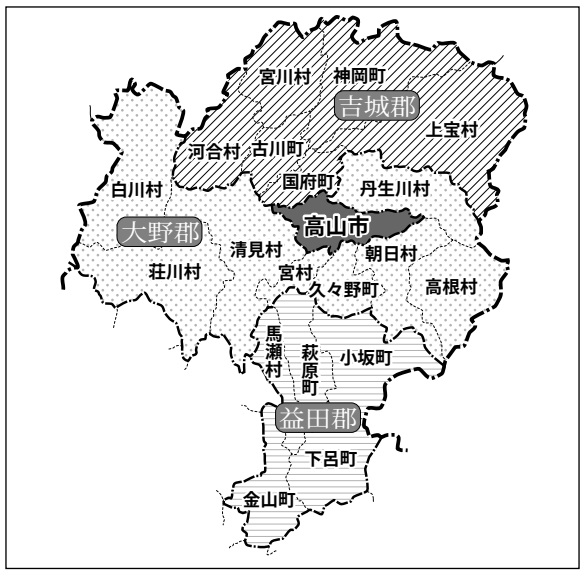

来年度から市税の前納報奨金制度を廃止します　詳しくは税務課（内線2134）へ